別表 グリーン調達品目(グリーン購入法適合商品)

1. 紙 類

【情報用紙】

品 目	判断の基準等	対象環境ラベル
田 コピー用紙	①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場り製造されたバージンパルプには適用しない。 ③製品に総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値)が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウエブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。 【配慮事項】 ① 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。例:20110101 PPC用紙 リサイクルPPC②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	刈家塚児ブベル エコマーク

- 備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれか をいう。
 - ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないように するなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の 保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について 配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパル プ
 - イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材(廃木材、建設発生木材、低位利用木材(林地残 材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、 小径材などの木材)及び廃植物繊維)を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
 - 2 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。
 - 3 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用 割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。 また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合

及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方 針に基づいて使用するパルプをいう。

4 「総合評価値」とは備考5に示されるYの値をいう。

「指標値」とは、備考5に示される x_1, x_2, x_3, x_4 の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考5に示される x_5, x_6 の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考5の y1, y2, y3, y4, y5について示される式により算出された数値をいう。

5 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

 $Y = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 + y_5$

 $y_1 = x_1 - 20 \quad (70 \le x_1 \le 100)$

 $y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \le x_2 + x_3 \le 30)$

 $y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \le x_4 \le 30)$

 $y_4 = -x_5 + 75$ (60 \le x_5 \le 75, $x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60$, $x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75$)

 $y_5 = -2.5x_6 + 170$ (62\leq x_6\leq 68, $x_6 < 62 \rightarrow x_6 = 62$, $x_6 > 68 \rightarrow x_6 = 68$)

Y 及び y₁, y₂, y₃, y₄, y₅, x₁, x₂, x₃, x₄, x₅, x₆ は次の数値を表す。

Y(総合評価値): y1, y2, y3, y4, y5の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y」: 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y₂:森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数 点第二位を四捨五入した数値

y₃: その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二 位を四捨五入した数値

y₄: 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y₅:坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

X1: 最低保証の古紙パルプ配合率(%)

X2: 森林認証材パルプ利用割合(%)

 $x_2 = (森林認証材パルプ/バージンパルプ) × (100-x_1)$

x3:間伐材等パルプ利用割合(%)

 $x_3 = (間伐材等パルプ/バージンパルプ) × (100-x_1)$

x₄: その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合(%)

 $\mathbf{x}_{4} = (その他の持続可能性を目指したパルプ/バージンパルプ) × (100-<math>\mathbf{x}_{1}$)

x₅:白色度(%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合(意図的に白色度を下げる場合)は加点対象とならない。

X₆:坪量 (g/m³)

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の±5%の範囲内については許容する。

- 6 調達を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、 紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の 調達には留意が必要である。
- 7 調達を行う各機関は、コピー用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウエブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。
- 8 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの 産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、合法伐採木材等の流通及び利

用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。)に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 18 日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

- 9 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン (平成21年2月13日)」に準拠して行うものとする。
- 10 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの 実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林 認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン(平成21年2月13日)」に準拠した クレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくク レジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間 に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づ き、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。

フォーム用 紙

①古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。

エコマーク

- ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ③塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/㎡以 下であること。

- ①バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。
- ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

インクジェ ットカラー プリンター 用塗工紙

- ①古紙パルプ配合率70%以上であること。
- ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ③塗工量が両面で20g/㎡以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/㎡とする。

【配慮事項】

- ①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。
- ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の 原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出 されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐 材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 備考) 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月18日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

エコマーク

【印刷用紙】

塗工されてい ない印刷用紙 ①次のいずれかの要件を満たすこと。

エコマーク

塗工されてい る印刷用紙

- ア. 塗工されていないものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、 その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が70以上であること。
- イ. 塗工されているものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、 その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が70以上であること。
- ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ③製品の総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの、指標値 又は加算値、及び評価値)がウエブサイト等で容易に確認 できること。
- ④再生利用しにくい加工が施されていないこと。

【配慮事項】

- ①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 例:20101101 古紙再生紙 しろとり
- ②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、 原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森 林から産出されたものであること。また、森林認証材パル プ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いもので あること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考)

- 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれか をいう。
 - ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないように するなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の 保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について 配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパル プ
 - イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材(廃木材、建設発生木材、低位利用木材(林地残 材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、 小径材などの木材)及び廃植物繊維)を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
- 2 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。
- 3 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用

割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び塗工量をいう。

また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。

4 「総合評価値」とは備考5に示される Y₁又は Y₂の値をいう。

「指標値」とは、備考5に示される x_1, x_2, x_3, x_4 の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、 備考5に示される x_5, x_6 の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考 5 の y_1 , y_2 , y_3 , y_4 , y_5 について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。

5 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

 $Y_1 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4$

 $Y_2 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_5$

 $y_1 = x_1 - 10$ $(40 \le x_1 \le 100)$

 $y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \le x_2 + x_3 \le 60)$

 $y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \le x_4 \le 60)$

 $y_4 = -x_5 + 75$ (60 \le x_5 \le 75, $x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60$, $x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75$)

 $y_5 = -0.5x_6 + 20$ $(0 < x_6 \le 10 \rightarrow x_6 = 10, 10 < x_6 \le 20 \rightarrow x_6 = 20, 20 < x_6 \le 30 \rightarrow x_6 = 30, x_6 > 30 \rightarrow x_6 = 40)$

- Y_1, Y_2 及び $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$ は次の数値を表す。
 - Y_1 (塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値): y_1, y_2, y_3, y_4 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値
 - Y₂ (塗工されている印刷用紙に係る総合評価値): y₁, y₂, y₃, y₅の合計値を算出し小数点 以下を切り捨てた数値
 - y」: 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値
 - y₂:森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数 点第二位を四捨五入した数値
 - y₃: その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二 位を四捨五入した数値
 - y4: 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値(ファンシーペーパー又は抄色紙(色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。)には適用しない。)

ファンシーペーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断の基準(「印刷」参照) に示された A ランク(紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの)の紙である場合は 5、それ以外の紙である場合は 0

- y₅:塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値
- x: 最低保証の古紙パルプ配合率(%)
- x2:森林認証材パルプ利用割合(%)

 $x_2 = (森林認証材パルプ/バージンパルプ) × (100-x₁)$

x3:間伐材等パルプ利用割合(%)

 $x_3 = (間伐材等パルプ/バージンパルプ) × (100-x_1)$

x4: その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合(%)

 $x_4 = (その他の持続可能性を目指したパルプ/バージンパルプ) <math>\times (100-x_1)$

X₅:白色度(%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合

(意図的に白色度を下げる場合) は加点対象とならない。

x₆:塗工量 (g/m³)

塗工量(両面への塗布量)は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

- 6 調達を行う各機関は、印刷用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品 仕様等、紙製造事業者等が製品及びウエブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体機器へ の適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。
- 7 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの 産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則すると ともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン (平成18年2月18日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあっては、 同ガイドラインに準拠して行うものとする。
- 8 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン (平成 21 年 2 月 13 日)」に準拠して行うものとする。
- 9 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン(平成21年2月13日)」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。

10 令和4年度における印刷用紙に係る判断の基準の見直しは、印刷用紙の原料となる古紙の調達に支障が生じている状況に鑑み、緊急的な措置として令和7年度末までの時限措置とし、令和7年度まで製品の市場動向等を踏まえ検討を行い、適切に見直すものとする。

なお、令和4年2月25日閣議決定の基本方針で適用していた、見直し前の判断の基準は以下 のとおり。

判断の基準①で求める備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が 80 以上であること。

y1 = x1 - 10 $(60 \le x1 \le 100)$

y2 = x2 + x3 $(0 \le x2 + x3 \le 40)$

 $y3 = 0.5 \times x4$ $(0 \le x4 \le 40)$

【衛生用紙】

トイレットペーパー	○古紙パルプ配合率100%であること。 例:20600102 トイレットペーパー Tubaki	エコマーク
,	【配慮事項】	
ティッシュ ペーパー	○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再 生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されてい ること。	エコマーク

(2) 古紙及び古紙パルプ配合率

各品目において判断の基準となっている古紙及び関連する用語、古紙パルプ配合率の定義は、 以下のとおりとする。

【古紙及び関連する用語の定義】

古紙	市中回収古紙及び産業古紙。
市中回収古紙	店舗、事務所及び家庭などから発生する使用済みの紙であって、紙製造
	事業者により紙の原料として使用されるもの(商品として出荷され流通
	段階を経て戻るものを含む。)。
産業古紙	原紙の製紙工程後の加工工程から発生し、紙製造事業者により紙の原料
	として使用されるもの。
	ただし、紙製造事業者等(当該紙製造事業者の子会社、関連会社等の関
	係会社を含む。)の紙加工工場、紙製品工場、印刷工場及び製本工場な
	ど、紙を原料として使用する工場若しくは事業場において加工を行う場
	合、又は当該紙製造事業者が製品を出荷する前に委託により他の事業者
	に加工を行わせる場合に発生するものであって、商品として出荷されず
	に当該紙製造事業者により紙の原料として使用されるものは、古紙とし
	ては取り扱わない(当該紙製造事業者等の手を離れ、第三者を介した場
	合は、損紙を古紙として取り扱うための意図的な行為を除き、古紙とし
	て取り扱う。)。
損紙	以下のいずれかに該当するもの。
	・製紙工程において発生し、そのまま製紙工程に戻され原料として使用
	されるもの(いわゆる「回流損紙」。ウェットブローク及びドライブ
	ローク)。
	・製紙工場又は事業場内に保管されて原料として使用されるもの(いわ
	ゆる「仕込損紙」)。
	・上記産業古紙の定義において、「ただし書き」で規定されているもの。
紙製造事業者	「日本標準産業分類」(平成21年総務省告示第175号)の中分類に掲げ
	る「紙製造業(142)」であり、小分類の「洋紙製造業(1421)」「板紙製
	造業(1422)」「機械すき和紙製造業(1423)」及び「手すき和紙製造業
	(1424)」をいう。
子会社、関連会社及	金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号) 第 193 条の規定に基づく財務
び関係会社	諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第
	59号)第8条の各項に定めるものをいう。

【古紙パルプ配合率の定義】

古紙パルプ配合率= <u>古紙パルプ</u> ×100 (%)

パルプは含水率 10%の重量とする。 上記算定式の分母及び分子には損紙は含まないものとする。

2. 文具類

文具類共通

- ○次のいずれかの要件を満たすこと。また、これに加えて、 主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含 まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合 は③イの要件をそれぞれ満たすこと。
- ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。
- ②金属を除く主要材料が木質の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、 又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
- ③金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たす こと。
 - ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。
 - イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ④大部分の材料が金属類の場合は、次の要件を満たすこと。ただし、すべての材料が金属の場合はイの要件を 除く。
- ア. 原材料の使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること。
- イ. 使用後に異種材料間の分解・分別が可能なものであること。ただし、安全性などを考慮し、容易に分解・ 分別できないことが必要な部品を除く。
- ⑤エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもので あること。

- ①古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。
- ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- ③材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木 は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出さ れたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場 から発生する端材等の再生資源である木材は除く。

る場合にあっては、その原料の原営が営まれている森林から産出されたがし、間伐材により製造された板・製材工場から発生する端材、再生資源により製造されたバーない。 (⑤製品であること。 (⑥製品であること。 (⑥製品であるに変素を受ける温素が関ができにものである。のの原材料調達が開示されたが、で製品ではできた。で製品のを表すが関ができません。の製品の容易さ及び廃棄時の負荷であると。 (⑥製品の包装又は梱包にプラスチックは、再生角低減効果が確認されたで、の判断の基準及び配慮事項を適合であれていること。 (⑥製品の包装では梱包にプラスチックは、再生角低減効果が確認されたで、ないること。) (⑦製品の包装では梱包にプラスチックは、再生のでで、関連の包装では、対して、対して、対して、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	れたものであること。 バージンパルプ及び合 林地残材・小径木等の ジンパルプには適用し	
ただし、間伐材により製造された板・製材工場から発生する端材、再生資源により製造されたバーない。 (⑤間伐材又は間伐材パルプの利用ものであること。 (⑥製品の原材料調達から廃棄・リサイクルにおける温素を対した。との原材料調達が開示されて設定量的環境情報が開示されてで製品全体又は部品及び容器類が少ていること。 (⑤製品の包装又は梱包は、可能な限利用の容易さ及び廃棄時の負荷こと。 (⑤製品の包装又は梱包にプラスチックは、再生プラスチックは、再生プラスチック又はバイオで環境負荷低減効果が確認されたもれていること。 注)文具類に定める特定調達品目にての判断の基準及び配慮事項を適用で材料が金属類に該当しない場合である。	バージンパルプ及び合 林地残材・小径木等の ジンパルプには適用し	
板・製材工場から発生する端材、再生資源により製造されたバーない。 (⑤間伐材又は間伐材パルプの利用ものであること。 (⑥製品の原材料調達から廃棄・リサイクルにおける温室効果化係数に基づき二酸化炭素相当定量的環境情報が開示されて必要品全体又は部品及び容器包装に化又は使用する素材の種類が少ていること。 (⑥製品の包装又は梱包は、可能な限利用の容易さ及び廃棄時の負荷こと。 (⑤製品の包装又は梱包にプラスチックは、再生プラスチック又はバイオで環境負荷低減効果が確認されたもれていること。 注)文具類に定める特定調達品目にての判断の基準及び配慮事項を適用す材料が金属類に該当しない場合である。	林地残材・小径木等の ジンパルプには適用し	
再生資源により製造されたバーない。 (⑤間伐材又は間伐材パルプの利用ものであること。 (⑥製品の原材料調達から廃棄・リサイフサイクルにおける温室効果化係数に基づき二酸化炭素相当定量的環境情報が開示されているで製品全体又は部品及び容器包装に化又は使用する素材の種類が少ていること。 (⑥製品の包装又は梱包は、可能な限利用の容易さ及び廃棄時の負荷こと。 (⑥製品の包装又は梱包にプラスチックは、再生プラスチック又はバイオで環境負荷低減効果が確認されたもれていること。注)文具類に定める特定調達品目にの判断の基準及び配慮事項を適用す材料が金属類に該当しない場合である。	ジンパルプには適用し	
ない。 ⑤間伐材又は間伐材パルプの利用ものであること。 ⑥製品の原材料調達から廃棄・リサイフサイクルにおける温室効果化係数に基づき二酸化炭素相当定量的環境情報が開示されている⑦製品全体又は部品及び容器包装に化又は使用する素材の種類が少ていること。 ⑧製品の包装又は梱包にプラスチックは、再生プラスチック又はバイオで環境負荷低減効果が確認されたがれていること。 注)文具類に定める特定調達品目にの判断の基準及び配慮事項を適用な材料が金属類に該当しない場合である。		
(多間伐材又は間伐材パルプの利用ものであること。 (多製品の原材料調達から廃棄・リサイフサイクルにおける温室効果化係数に基づき二酸化炭素相当定量的環境情報が開示されているで製品全体又は部品及び容器包装に化又は使用する素材の種類が少ていること。 (多製品の包装又は梱包にプラスチックは、再生プラスチック又はバイオで環境負荷低減効果が確認されたもれていること。 注)文具類に定める特定調達品目にの判断の基準及び配慮事項を適用な材料が金属類に該当しない場合である。	割合が可能な限り高い	
ものであること。 ⑥製品の原材料調達から廃棄・リサイフサイクルにおける温室効果 化係数に基づき二酸化炭素相当 定量的環境情報が開示されている ⑦製品全体又は部品及び容器包装は 化又は使用する素材の種類が少ていること。 ⑧製品の包装又は梱包は、可能な防利用の容易さ及び廃棄時の負荷こと。 ⑨製品の包装又は梱包にプラスチックは、再生プラスチック又はバイオで環境負荷低減効果が確認されたもれていること。 注)文具類に定める特定調達品目にの判断の基準及び配慮事項を適用で 材料が金属類に該当しない場合である	割台か可能な限り高い	
(多製品の原材料調達から廃棄・リサイフサイクルにおける温室効果化係数に基づき二酸化炭素相当定量的環境情報が開示されているで製品全体又は部品及び容器包装に化又は使用する素材の種類が少ていること。 (多製品の包装又は梱包は、可能な関利用の容易さ及び廃棄時の負荷こと。 (多製品の包装又は梱包にプラスチックは、再生プラスチック又はバイオで環境負荷低減効果が確認されたで、まで、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、		
イフサイクルにおける温室効果 化係数に基づき二酸化炭素相当 定量的環境情報が開示されている ⑦製品全体又は部品及び容器包装は 化又は使用する素材の種類が少 ていること。 ⑧製品の包装又は梱包は、可能な限 利用の容易さ及び廃棄時の負荷 こと。 ⑨製品の包装又は梱包にプラスチック は、再生プラスチック又はバイオマ で環境負荷低減効果が確認されたも れていること。 注)文具類に定める特定調達品目に の判断の基準及び配慮事項を適用で 材料が金属類に該当しない場合であ	1 4 1 1 2 7 7 4 7 8 7	
化係数に基づき二酸化炭素相当 定量的環境情報が開示されている ⑦製品全体又は部品及び容器包装は 化又は使用する素材の種類が少 ていること。 ⑧製品の包装又は梱包は、可能な阿 利用の容易さ及び廃棄時の負荷 こと。 ⑨製品の包装又は梱包にプラスチック は、再生プラスチック又はバイオマ て環境負荷低減効果が確認されたも れていること。 注)文具類に定める特定調達品目に の判断の基準及び配慮事項を適用で 材料が金属類に該当しない場合であ		
定量的環境情報が開示されている ⑦製品全体又は部品及び容器包装は 化又は使用する素材の種類が少 ていること。 ⑧製品の包装又は梱包は、可能な限 利用の容易さ及び廃棄時の負荷 こと。 ⑨製品の包装又は梱包にプラスチック は、再生プラスチック又はバイオー て環境負荷低減効果が確認されたも れていること。 注)文具類に定める特定調達品目に の判断の基準及び配慮事項を適用する 材料が金属類に該当しない場合である。	**** - * * - * * * * * * * * * * * * *	
②製品全体又は部品及び容器包装は 化又は使用する素材の種類が少 ていること。 ⑧製品の包装又は梱包は、可能な関 利用の容易さ及び廃棄時の負荷 こと。 ⑨製品の包装又は梱包にプラスチック は、再生プラスチック又はバイオマ て環境負荷低減効果が確認されたも れていること。 注)文具類に定める特定調達品目に の判断の基準及び配慮事項を適用で 材料が金属類に該当しない場合であ		
化又は使用する素材の種類が少ていること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な関利用の容易さ及び廃棄時の負荷こと。 ③製品の包装又は梱包にプラスチックは、再生プラスチック又はバイオで環境負荷低減効果が確認されたでは、変臭類に定める特定調達品目にの判断の基準及び配慮事項を適用で対料が金属類に該当しない場合である。	-	
ていること。 ⑧製品の包装又は梱包は、可能な関利用の容易さ及び廃棄時の負荷こと。⑨製品の包装又は梱包にプラスチックは、再生プラスチック又はバイオで環境負荷低減効果が確認されたでは、では、主、主、主、対具類に定める特定調達品目にの判断の基準及び配慮事項を適用で材料が金属類に該当しない場合である。		
 ⑧製品の包装又は梱包は、可能な関利用の容易さ及び廃棄時の負荷こと。 ⑨製品の包装又は梱包にプラスチックは、再生プラスチック又はバイオでで環境負荷低減効果が確認されたでは、すること。 注)文具類に定める特定調達品目にの判断の基準及び配慮事項を適用で材料が金属類に該当しない場合である。 	はくなるより配慮され	
利用の容易さ及び廃棄時の負荷 こと。 ⑨製品の包装又は梱包にプラスチック は、再生プラスチック又はバイオマ て環境負荷低減効果が確認されたも れていること。 注)文具類に定める特定調達品目に の判断の基準及び配慮事項を適用で 材料が金属類に該当しない場合であ	11) 節目でおって 一田出	
こと。 ③製品の包装又は梱包にプラスチックは、再生プラスチック又はバイオーで環境負荷低減効果が確認されたもれていること。 注)文具類に定める特定調達品目にの判断の基準及び配慮事項を適用で材料が金属類に該当しない場合である。		
⑨製品の包装又は梱包にプラスチックは、再生プラスチック又はバイオマで環境負荷低減効果が確認されたもれていること。注)文具類に定める特定調達品目にの判断の基準及び配慮事項を適用で材料が金属類に該当しない場合である。	以例に凹層で400~	
は、再生プラスチック又はバイオマ て環境負荷低減効果が確認されたもれていること。 注)文具類に定める特定調達品目に の判断の基準及び配慮事項を適用で 材料が金属類に該当しない場合であ	アを使用している場合	
れていること。 注)文具類に定める特定調達品目についますの判断の基準及び配慮事項を適用で 材料が金属類に該当しない場合であ		
注) 文具類に定める特定調達品目について の判断の基準及び配慮事項を適用で 材料が金属類に該当しない場合であ	のが可能な限り使用さ	
の判断の基準及び配慮事項を適用で 材料が金属類に該当しない場合であ		
材料が金属類に該当しない場合であ	oいては、共通して上記	
	「る。ただし、大部分の	
品目について判断の基準(●印)を	らって、個別の特定調達	
	·	
ては、上記の判断の基準に代えて、		
る判断の基準(●印)を適用する。		
ているものについては、適用箇所の)みに上記の判断の基準	
を適用する。		
シャープペンシ 共通判断基準を適用		エコマー
ル ○残芯が可能な限り少ないこと。		ク
例: 20400101 PILOT HGF	2-10K-R2	
シャープペンシ 容器に共通判断基準を適用		エコマー
ル 替芯 例:20405101 PILOT HRF	5G-10B	ク
ボールペン 共通判断基準を適用		エコマー
○芯が交換できること。		ク
例:20420141 PILOT BRC	-10F	
マーキングペン 共通判断基準を適用		エコマー
○消耗品が交換又は補充できること	• 0	ク
例:20425101 PILOT スポッ	トライター2	
鉛筆 共通判断基準を適用		エコマーク
例:20410101 三菱鉛筆 9800	EW	
鉛筆 共通判断基準を適用		エコマーク

スタンプ台	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されて	エコマー ク
	いること	
	又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果 が確	
	認されたものが使用されていること(消耗部分を除く。)。	
	ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチッ	
	クにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されてい	
	ること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の 基準を満たすこと。	
	金子と調だすこと。 ○インク又は液が補充できること。	
朱肉	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再	エコマー
	生プ	ク
	ラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されている こと又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効	
	果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除	
	く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラ	
	スチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用さ	
	れていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の	
	判断の基準を満たすこと。 ○インク又は液が補充できること。	
	例:20515101 シヤチハタ HGN-2	
印章セット	共通判断基準を適用	エコマー
	○液が補充できること。	ク
印箱	共通判断基準を適用	エコマーク
公印	共通判断基準を適用	エコマーク
ゴム印	共通判断基準を適用	エコマーク
回転ゴム印	共通判断基準を適用	エコマーク
定規	共通判断基準を適用	エコマーク
トレー	例:20560102 コクヨ CL-RG30 共通判断基準を適用	エコマーク
消しゴム	巻紙 (スリーブ) 又はケースに共通判断基準を適用	エコマー
HOJA	否成 (ヘケーノ) 又はケーヘに共通刊例基準を週出 例:20440101 トンボ鉛筆 MONO PE-01A	ク
ステープラー (汎 用型)	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再 生プ	エコマーク
/u 工 /	ラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されている	
	こと又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効	
	果が確認されたものが使用されていること(機構部分を除して、これにはの場合になっては、立見類は通の場合になっては、立見類は通の判断の其	
	く。)。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。	
	○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう	
	に、分離又は分別の工夫がなされていること。	
	例:20500101 マックス ホッチキス HD-10FL3	
ステープラー (汎	· ·· - · · · · - · · · - · ·	エコマー
用型以外) 	○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう に、分離又は分別の工夫がなされていること。	ク
	「「 と と と に と と と と と と と と と と と と と と	

ステープラー針	共通判断基準を適用	エコマー
リムーバー	○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう	ク
	に、分離又は分別の工夫がなされていること。	
連射式クリップ	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再	エコマー
(本体)	生プ	ク
	ラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されている	
	こと又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効	
	果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除	
	く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラ	
	スチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用さ	
	れていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の	
	判断の基準を満たすこと。	
	例:20500111 オート ガチャック GS-500E	
事務用修正具(テ	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再	エコマー
ープ)	生プ	ク
	ラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されている	
	こと又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効	
	果が確	
	認されたものが使用されていること(消耗部分を除く。)。	
	ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチッ	
	クにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されてい	
	ること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の	
	基準を満たすこと。	
	○消耗品が交換できること。	
	例:20441111 コクヨ TW-M145N	
事務用修正具(液	容器に共通判断基準を適用	エコマー
状)	例:20441101 ペンテル XEZL1-W	ク
クラフトテープ	テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上である	エコマー
	こと。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合	ク
	にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の	
	生産された国又は地域における森林に関する法令に照ら	
	して手続が適切になされたものであること。ただし、間伐	
	材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場か	
	ら発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製	
	造されたバージンパルプには適用しない。	
	○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく	
	分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていな	
	いこと。	
	例:20524101 ニチバン No.3105-50	
布粘着テープ(プ	テープ基材(ラミネート層を除く。)については再生プラ	エコマー
ラスチック製ク		ク
ロステープを含		
む。)	効果が確認されたものが使用されていること。	
	例: 20525101 ニチバン No. 1 5 1 - 5 0	
両面粘着紙テー	テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であるこ	エコマー
プ	と。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合に	ク
1	あっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生	
	産された国又は地域における森林に関する法令に照らして	

	手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。	
	例:20523105 ニチバン NW-40	
製本テープ	テープ基材に判断の基準を適用 例:20527101 ニチバン BK-35	エコマー ク
ブックスタンド	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再 生プ ラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されてい	エコマーク
	ること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低 減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、 ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあ	
	っては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。	
ペンスタンド	共通判断基準を適用	エコマーク
クリップケース	共通判断基準を適用	エコマーク
はさみ	再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、	エコマー
(C)	分離又は分別の工夫がなされていること。	ク
	例:20542101 コクヨ ハサーP280B	
マグネット(玉)	共通判断基準を適用 例:20595111 コクヨ マクー30N	エコマーク
マグネット(バー)	共通判断基準を適用 例:20595121 コクヨ マクー202N	エコマーク
テープカッター	共通判断基準を適用 例:20520101 プラス TC‐301	エコマーク
パンチ(手動)	共通判断基準を適用 例:20501102 プラス No.830	エコマーク
モルトケース (紙	共通判断基準を適用	エコマーク
めくり用スポン ジケース)		
紙めくりクリー ム	容器に共通判断基準を適用	エコマー ク
鉛筆削(手動)	○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。	エコマー ク
OAクリーナー	容器に共通判断基準を適用	エコマー
(ウェットタイ プ)	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再 生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用され	ク
	ていること又はバイオマスプラスチックであって環境負 荷低減効果が確	
	認されたものが使用されていること。ただし、ポストコン	
	シューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラ	
	スチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ○内容物が補充できること。	
	○ド3台物が作光にさること。	

	T	T
O A クリーナー (液タイプ)	容器に共通判断基準を適用 ○内容物が補充できること。	エコマー ク
ダストブロワー	フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い 物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱	エコマーク
	いについての適切な記載がなされていること。	
レターケース	共通判断基準を適用	エコマーク
メディアケース	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。	エコマー ク
	②CD、DVD及びBD用にあっては、厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること。 ③バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。	
マウスパッド	共通判断基準を適用	エコマーク
OAフィルター (枠あり)	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと、又はバイオマス プラスチックであって環境負荷低減効果が確認された ものが使用されていること。	エコマーク
	②枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。	
丸刃式紙裁断機	○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。	エコマー ク
カッターナイフ	共通判断基準を適用 例:20540101 コクヨ HA-7N	エコマーク
カッティングマ ット	共通判断基準を適用 ○マットの両面が使用できること。	エコマーク
デスクマット	共通判断基準を適用 例:20590103 ライオン No.5-PR	エコマーク
OHPフィルム	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 ②インクジェット用のものにあっては、上記①の要件を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。	エコマー ク
絵筆	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。	エコマー ク

絵の具	容器に共通判断基準を適用	エコマー ク
墨汁	容器に共通判断基準を適用 例:20433101 開明 SY-5067	エコマーク
のり(液状) (補充用を含む。)	容器に共通判断基準を適用 ○内容物が補充できること。 例:20528131 不易 GS5	エコマーク
のり(澱粉のり) (補充用を含 む。)	容器に共通判断基準を適用 例:20528123 不易 FP200	エコマーク
のり(固形) (補充用を含 む。)	容器・ケースに容器に共通判断基準を適用 ○消耗品が交換できること。 例:20528102 トンボ PT-GP	エコマーク
のり (テープ)	共通判断基準を適用	エコマーク
ファイル	金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。例:20310101 コクヨ フーV10	エコマーク
バインダー	金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。	エコマー ク
ファイリング用 品	共通判断基準を適用	エコマーク
アルバム (台紙を含む。)	共通判断基準を適用	エコマーク
つづりひも	次のいずれかの要件を満たすこと。①金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプ	エコマー ク

	_	
	が使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採	
	に当たって、原木の生産された国又は地域における森林	
	に関する法令に照らして手続が適切になされたもので	
	あること。ただし、間伐材により製造されたバージンパ	
	ルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・	
	小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプ	
	には適用しない。	
	②金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、	
	再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用	
	されていること又はバイオマスプラスチックであって	
	環境負荷低減効果が確認されたものが使用されている	
	こと。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プ	
	ラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使	
	用されていること。	
	③上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判	
	断の基準を満たすこと。	
	例:20530101 ライオン No.183P	
カードケース	共通判断基準を適用	エコマーク
事務用封筒(紙	古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料	エコマー
製)	にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原	ク
	料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は	
	地域における森林に関する法令に照らして手続が適切に	
	なされたものであること。ただし、間伐材により製造さ	
	れたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端	
	材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバ	
	ージンパルプには適用しない。	
	例:20800101 角2封筒	
窓付き封筒(紙	古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料に	エコマー
製)	バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の	ク
	原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域に	
	おける森林に関する法令に照らして手続が適切になされた	
	ものであること。ただし、間伐材により製造されたバージ	
	ンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・	
	小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには	
	適用しない。〔窓部分に紙を使用している場合は、古紙パル	
	プ配合率の判断の基準を窓部分には適用しない。〕	
	窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、	
	窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチッ	
	ク重量の40%以上使用されていること又はバイオマス	
	プラスチックであって環境負荷低減効果が確認された	
	ものが使用されていること。	

		T
けい紙	古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。塗工されているものにあっては、塗工量が両面で30g/㎡以下であること又は塗工されている印刷用紙に係る判断の基準を満たすこと。 塗工されていないものにあっては、白色度が70%程度以下であること。	エコマーク
起案用紙	共通判断基準を適用	エコマーク
ノート	共通判断基準を適用	エコマーク
	例:ノート 20203101 コクヨ ノ-E3AN	
パンチラベル	○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく 分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていない こと。	エコマーク
	例:20214101 コクヨ タ-E5N	
タックラベル	金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上であること(粘着部分を除く。)。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 〇粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。	エコマーク
インデックス	共通判断基準を適用	エコマーク
付箋紙	共通判断基準を適用 例:インデックス 20210101 コクヨ タ-E20N 付箋紙 20212101 3M ポスト・イット 653RP	エコマーク
付箋フィルム	共通判断基準を適用 ○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく 分散するものであること。	エコマーク
黒板拭き	共通判断基準を適用 例:20442101 馬印 R 1 2 5	エコマーク
ホワイトボード 用イレーザー	共通判断基準を適用 例:20442111 パイロット WBEH-M	エコマーク
額縁	共通判断基準を適用	エコマーク
	•	•

- ~ rn - 146 kk	次のいずれかの要件を満たすこと。	
テープ印字機等	①文具類共通の判断の基準を満たすこと。	
用カセット	②次の要件を満たすこと。	
	〇八の安什を個にすこと。 ア. 使用済み製品にテープ部分(リボンを含む。)を再充	
	填し、必要に応じて消耗部品を交換できることが、包 は、同梱される(印刷物及)や取扱説明書のいずれかにま	
	装、同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに表	
	記されていること。	
	イ.通常の使用条件により、5回以上繰り返して使用する	
	ことが可能であること。	
	ウ. 工場で再充填される製品は、使用済み製品の回収シ	
	ステムがあること。	
	エ. 工場で再充填される製品は、回収した製品の部品の	
	再資源化率(使用済みとなって排出され、再資源化を	
	目的に回収後、再資源化工程に投入された製品の重量	
	又は回収したカートリッジ等の重量のうち、再使用、	
	マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス	
	化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品の	
	重量の割合をいう。)が製品全体の重量(インクを除	
	く。)の95%以上であること。また、回収した製品の部	
	品のうち再使用又は再生使用できない部分は、減量化	
	等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されない	
	こと。	
テープ印字機等	次のいずれかの要件を満たすこと。	
用テープ	①文具類共通の判断の基準を満たすこと。	
713 7	②テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのま	
	ま使用できること。	
ごみ箱	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再	エコマー
() が作	生プ	ク
	ラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されている	
	こと又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効	
	果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポス	
	トコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあって	
	は、プラスチック重量の35%以上使用されていること。そ	
	れ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満た	
	すこと。	
	例:20620101 テラモト DS-215-000	
リサイクルボッ	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再	T 7 7
リサイクルホッ クス	生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されて	エコマー
	エノノヘノララがノノヘノララ 重重の10/0以上使用されて いること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低	ク
	ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっ	
	ては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。	
	とは、ノノステック重量の55%以上使用されていること。 それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満	
	てれ以外の場合にあっては、又具類共通の判断の基準を個 たすこと。	
F 181 2 503	759 こと。 共通判断基準を適用	エコマーク
缶・ボトルつぶし	六四刊町至年と旭川	
機(手動)	サンタの10に、井海・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	h
名札(机上用)	共通判断基準を適用	エコマーク

名札(衣服取付型・首下げ型)	共通判断基準を適用	エコマーク
鍵かけ	共通判断基準を適用	エコマーク
(フックを含 む。)		
チョーク	再生材料が 10%以上使用されていること。 例:20490101 日本理化学工業 DCC-72-W	エコマーク
グラウンド用白 線	再生材料が70%以上使用されていること。	エコマーク
梱包用バンド	金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、古紙パルプ配合率 100%であること。 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックがプラスチック重量の25%以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。	エコマーク

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ステープラー(汎用型)」とは、JIS S 6036 の 2. に規定するステープラつづり針の種類 10 号を使用するハンディタイプのものをいう。また、「ステープラー(汎用型以外)」とは、ステープラー(汎用型)以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。
 - 2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル(フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー(とじ具)、コンピュータ用キャップ式等)及び穴をあけずにとじる各種ファイル(フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等)等をいう。
 - 3 「バインダー」とは、MP バインダー、リングバインダー等をいう。
 - 4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。
 - 5 「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本基本方針「2.紙類」の「(2) 古紙及び古紙 パルプ配合率」による。
 - 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは 一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再 生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
 - 7 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品 をいう。
 - 8 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用する プラスチックをいう。
 - 9 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
 - 10 「主要材料」とは、製品の構成材料として、消耗品、粘着部分を除いた製品重量の50%以上を占める材料をいう。なお、再生材料等に係る判断の基準は、金属を除く主要材料に適用する。
 - 11 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合(カートリッジ等)は、交換可能な部分全てを、消耗部分が交換不可能な場合(ワンウエイ)は、当該部分(インク等)のみ当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び

分子から除く。

- 12 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、 粘着材及び剥離紙・剥離基材(台紙)を当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分 子から除く。
- 13 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が消耗品、粘着部分を除いた製品全体重量の95%以上であるものをいう。
- 14 文具類共通の判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質及び紙を使用している場合並びに大部分の材料が金属類である場合について定めたものであり、大部分の材料が金属類に該当しない場合かつ金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。
- 15 文具類共通の判断の基準④アについては、自社の同等の機能を有する従来品と比較して原材料の使用量の削減及び軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること又は自社で定めた製品の機能に関連する重量原単位が削減されるよう設計がなされていることとする。
- 16 文具類共通の判断の基準⑤の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.112「文具・ 事務用品 Version2」に係る認定基準をいう。なお、特定調達品目であってエコマーク認定 基準を満たす製品については備考10に示す主要材料の定義によらず、判断の基準を満たす ものとみなす。
- 17 ダストブロワーに係る判断の基準における「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。判断の基準において使用できる物質は、二酸化炭素、ジメチルエーテル及びハイドロフルオロオレフィン(HF01234ze)等。
- 18 ダストブロワーに係る判断の基準については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。
- 19 本項の判断の基準の対象となる「メディアケース」は、CD、DVD 及びBD 用とする。
- 20 塗工されている印刷用紙に係る判断の基準は、本基本方針「2.紙類」の「塗工されている印刷用紙」による。
- 21 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 22 文具類共通の配慮事項⑥の定量的環境情報は、カーボンフットプリント (ISO 14067)、 ライフサイクルアセスメント (ISO 14040) 等に準拠したものとする。
- 23 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月18日)」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。
- 24 文具類共通の判断の基準④については、令和5年度1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和4年2月25日閣議決定)の文具類に係る判断の基準①から判断の基準④のいずれか又は個別の特定調達品目に係る判断の基準を満たす製品は、本項の判断の基準を満たすものとみなすこととする。

3. オフィス家具等

いす

机

金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと、又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること。

グリーンマーク エコマーク

棚

収納用什器(棚 以外)

ローパーティ ション

コートハンガ ー

傘立て

掲示板

黒板

ホワイトボー ド ①プラスチックの場合

再生プラスチックをプラスチック重量の 10%以上使用 バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認 されたものがプラスチック重量の 25%以上使用、かつ、バ イオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。 保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後 5 年以上とすること。

②木質の場合

間伐材等の木材を使用

間伐材、再生資源以外の場合にあっては、原料の原木は、 伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森 林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであ ること。

ホルムアルデヒドの拡散速度 0.02mg/m h 以下又はこれと同等保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。

③紙の場合

紙の原料が古紙パルプ配合率 50%以上

紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5 年以上とすること。

- ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。)の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ②使用される塗料は、粉体塗料、水性塗料等の有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- ③使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステ

ムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正 処理されるシステムがあること。

- ④材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。
- ⑤材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。
- ⑥製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ⑦ライフサイクル全般にわたりカーボン·オフセットされた製品であること。
- ⑧製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑨包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。

4. 画像機器等

4-1 コピー機等

コピー機

複合機

拡張性のあるデジ タルコピー機

<共通事項>

- ○基準値1は、次の①から⑤の要件を、基準値2は、次の② から⑤の要件をそれぞれ満たすこと。
- ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ②使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。
- ③次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア. リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性 のあるデジタルコピー機(以下「コピー機等」という。) であること。
 - イ. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。
- ④少なくとも25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。
- ⑤使用済製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリア ルリサイクルのシステムがあること。また、回収した機器 の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等 が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。

<個別事項>

各機能、コピー速度により、次の基準を満たすこと。

- ①標準消費電力量の基準
- ②低電力モード消費電力等の基準

【配慮事項】

- ①ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた 製品であること。
- ②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。
- ③資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用 のための設計上の工夫がなされていること。特に希少金属 類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされて いること。
- ④分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ⑤紙の使用量を削減できる機能を有すること。
- ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利 用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

4-2 プリンタ等

プリンタ

①各機能、印刷速度により、次の基準を満たすこと。

ア. 標準消費電力の基準

プリンタ複合機

イ. 低電力モードへの移行時間等の基準

- ②使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。
- ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。
- ④少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。

【配慮事項】

- ①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水 銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が 確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場 合には、この限りでない。
- ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用 されていること。
- ④紙の使用量を削減できる機能を有すること。
- ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利 用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

4-3 ファクシミリ

ファクシミリ

- ①標準消費電力の基準を満たすこと。
- ②低電力モードへの移行時間等の基準を満たすこと。
- ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。

国際エネルギー スターロゴ エコマーク

【配慮事項】

- ①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水 銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が 確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場 合には、この限りでない。
- ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用 されていること、又は、プラスチック部品が使用される場 合には、再生プラスチックが可能な限り使用されているこ と。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

4-4 スキャナ

スキャナ

- ①移行時間等の基準を満たすこと。
- ②特定の化学物質が含有率基準値をこえないこと。

【配慮事項】

- ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については 適正処理されるシステムがあること。
- ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用の ための設計上の工夫がなされていること。
- ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用 されていること、又は、プラスチック部品が使用される場 合には、再生プラスチックが可能な限り使用されているこ と。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

4-5 プロジェクタ

プロジェクタ

- ①製品本体の重量が算定式を用いて算出された基準の 数値を上回らないこと。
- ②消費電力が算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。
- ③待機時消費電力が0.4W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。
- ④光源ランプに水銀を使用している場合は、次の要件を満たすこと。
 - ア. 水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること。
 - イ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがある こと。
- ⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後 5年以上とすること。

国際エネルギー スターロゴ エコマーク

⑥特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当 該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認で きること。

【配慮事項】

- ①光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。
- ②光源ランプには、可能な限り固体光源が使用されていること。
- ③可能な限り低騒音であること。
- ④使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については 適正処理されるシステムがあること。
- ⑤製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは 原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされている こと。
- ⑥筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り 削減されていること。
- ⑦筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生 プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ⑧製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。
- ⑨製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑩包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「プロジェクタ」は、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の有効光束が 5,000 lm 未満の機器であって、一般の会議室、教室等で使用するものをいい、 lm 以内の距離で横幅 1.2m 以上のスクリーンに投写できるプロジェクタ(以下「短焦点プロジェクタ」という。短焦点プロジェクタのうち、特に 0.5m 以内の距離で同様に投写できるプロジェクタを「超短焦点プロジェクタ」という。)を含むものとする。

4-6 カートリッジ等

トナーカートリッジ

次のいずれかの要件を満たすこと

①次の要件を満たすこと

ア. 使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。

イ.回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量(トナーを除く。)の50%以上であること。

ウ.回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が回収 した使用済製品全体質量(トナーを除く。)の95%以上で あること。

エ.回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。

オ.トナーの化学安全性が確認されていること。

カ. 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化 合物を処方構成成分として含まないこと。

キ. 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特 定調達物品等を使用することが可能であること。

②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

【配慮事項】

- ①回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は 部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組み があること。
- ②各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準 を満たすことを示す証明書等を備えていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

インクカートリ ッジ

次のいずれかの要件を満たすこと

- ①次の要件を満たすこと
- ア. 使用済インクカートリッジの回収システムがあること。
- イ.回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量(インクを除く。)の25%以上であること。
- ウ. 回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が回収 した使用済製品全体質量(インクを除く。)の95%以上で あること。
- エ.回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。
- オ. インクの化学安全性が確認されていること。
- カ. 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。
- ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

- ①各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準 を満たすことを示す証明書等を備えていること。
- ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

5. 電子計算機等

5-1 電子計算機

雷子計算機

- ①エネルギー消費効率が区分ごとの基準エネルギー消費効率を上 | 省エネ性マー 回らないこと。
- ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該 | 国際エネルギ 化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できるこ
- ③一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機 器・機能の簡素化がなされていること。
- ④筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、少なく とも筐体又は部品の一つに再生プラスチック又はバイオマス プラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが 使用されていること。

【配慮事項】

- ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化 及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用の ための設計上の工夫がなされていること。
- ②一般行政事務用ノートパソコンにあっては、二次電池 (バッ テリ)の駆動時間が必要以上に長くないこと。
- ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用され ていること。
- ④筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プ ラスチック又は植物をバイオマスプラスチックであって環境 負荷低減効果が確認されたものが可能な限り高い配合率で使 用されていること。
- ⑤筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合に は、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。
- ⑥製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品 が可能な限り削減されていること。
- ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用 の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムが あること。

5-2 磁気ディスク装置

置

磁気ディスク装 │○基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネル │省エネ性マー ギー消費効率を上回らないこと。

【配慮事項】

- ①特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。
- ②使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステム があり、再使用又は再生利用されない部分については適正処 理されるシステムがあること。
- ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のた めの設計上の工夫がなされていること。
- ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用され ていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、 再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用

ースターロゴ

- の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑥製品の梱包又は包装にプラスチックを使用している場合は、 再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境 負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されている こと。

5-3 ディスプレイ

ディスプレイ

- ①コンピュータモニタにあっては、年間消費電力量が最大年間 | 省エネ性マー 消費電力量以下であること。
- ②サイネージディスプレイにあっては、次の要件を満たすこ
 - ア、オンモード消費電力の要件を満たすこと。
 - イ. スリープモード消費電力が基準以下であること。
- ③オフモード消費電力が0.5W以下であること。
- ④動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻るこ
- ⑤特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該 化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できる こと。

【配慮事項】

- ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステ ムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正 処理されるシステムがあること。
- ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化 及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用 のための設計上の工夫がなされていること。
- ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用さ れていること、又は、プラスチック部品が使用される場合に は、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用 の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステム があること。

5-4 記録用メディア

記録用メディ ア

- ○次のいずれかの要件を満たすこと〔判断の基準はケースに適 | エコマーク 用〕。
 - ①再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用され ていること。
 - ②厚さ 5mm 程度以下のスリムタイプケースであること、又は 集合タイプ(スピンドルタイプなど)であること。
 - ③バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認 されたものが使用されていること。
 - ④紙製にあっては、古紙パルプ配合率70%以上であること。 また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっ ては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産さ れた国又は地域における森林に関する法令に照らして手続 が適切になされたものであること。ただし、間伐材により 製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生す

国際エネルギ ースターロゴ

る端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造された バージンパルプには適用しない。

【配盧事項】

- ①材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場 合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営ま れている森林から産出されたものであること。ただし、間伐 材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から 発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造さ れたバージンパルプには適用しない。
- ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用 の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

6. オフィス機器等

6-1 シュレッダー

シュレッダー

- ①待機時消費電力が1.5W以下であること。
- ②低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードへの 移行時間が出荷時に10分以下に設定されていること。

【配盧事項】

- ①特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。
- ②使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用 又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
- ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫 がなされていること。
- ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又 は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限 り使用されていること。
- ⑤裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。
- ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃 棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

6-2 デジタル印刷機

デジタル印刷機

- | ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準の数値を | エコマーク 上回らないこと。
- ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。
- ③使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達 物品等を使用することが可能であること。

- ①インク容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステム があること。
- ②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀 化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実 に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、 この限りでない。
- ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のため の設計上の工夫がなされていること。
- ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用され ていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、 再生プラスチックが可能な限り使用されていること。

- ⑤低電力モード(一定時間操作が行われなかった後に自動的に 切り替えられる低電力状態をいう。以下同じ。) 及びオートシ ャットオフモード(一定時間操作が行われなかった後に自動 オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。) への 移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、 出荷後、変更することができない構造の機械については既定 値とする。
- ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用 の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステム があること。
- 「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機をいう。 備考) 1
 - 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合 物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
 - 3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示 方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値) に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに 準ずるものとする。
 - 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部 又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用した ものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

6-3 掛時計

掛時計

○次のいずれかの要件を満たすこと。

- エコマーク
- ①太陽電池及び小形充電式電池(二次電池)を有し、一次電 池を使用せず作動するものであること。
- ②太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用 状態で一次電池が5年以上使用できるものであること。
- ③一次電池のみで使用される場合には、電池が5年以上使用 できるものであること。

【配慮事項】

- ①使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと。
- ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチック が可能な限り使用されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用 の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

6-4 電子式卓上計算機

機

- 電子式卓上計算 | ①使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。
 - ②再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。
 - ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。

【配慮事項】

○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄 時の負荷低減に配慮されていること。

6-5 電池

一次電池又は小 形充電式電池

- ○次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ①一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間 を下回らないこと。

②小形充電式電池(二次電池)であること。

【配慮事項】

- ①使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
- ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄 時の負荷低減に配慮されていること。

7. 移動電話等

携帯電話

PHS

スマートフォン

①携帯電話又はPHSにあっては、ア又はイのいずれかの要件を 満たすこと。

ア. 搭載機器・機能の簡素化がなされていること。

- イ. 機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。
- ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウエブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること。
- ③使用済製品の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウエブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること。
- ④回収した製品の部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。
- ⑤バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること(製品製造終了後6年以上保有)。
- ⑥特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該 化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できる こと。
- ⑦製品にプラスチックが使用される場合には、プラスチック重量に占める再生プラスチックの配合率及びバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率の情報が開示されていること。また、当該情報がウエブサイト等で容易に確認できること。

【配慮事項】

- ①製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。
- ②筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属 類を可能な限り減量または代替する取組がなされているこ と。
- ③機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあるこ

モバイル・リサ イクル・ネット ワーク と。

- ④筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。
- ⑤筐体又は部品(充電器を含む。)にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチック であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り 使用されていること。
- ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用 の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステム があること。
- ⑧製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、 再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境 負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されている こと。

8-1 電気冷蔵庫等

電気冷蔵庫

電気冷凍庫

電気冷凍冷蔵庫

①電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。

- ア. 基準値1は、基準エネルギー消費効率に100/105を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。
- イ. 基準値2は、基準エネルギー消費効率の数値。
- ②電気冷凍庫にあっては、エネルギー消費効率が表に示され た区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回ら ないこと。
 - ア. 基準値1は、基準エネルギー消費効率に100/110を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。
 - イ. 基準値2は、基準エネルギー消費効率の数値。
- ③冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。
- ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。

【配慮事項】

- ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命 化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工 夫がなされていること。
- ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ない ものであること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利 用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステム があること。

省エネ統一ラベ ル

8-2 テレビジョン受信機

テレビジョン受 信機

- テレビジョン受 ①リモコン待機時の消費電力が0.5W以下であること。
 - ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当 該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認でき ること。

省エネ統一ラベ ル

【配慮事項】

- ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命 化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工 夫がなされていること。
- ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利 用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステム があること。

備考)

- 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。
 - ①産業用のもの
 - ②ブラウン管方式のもの
 - ③テレビジョン放送による国内基幹放送を受信することができないもの
 - ④映像を表示する装置であって直視型でないもの
 - ⑤プラズマディスプレイ方式のもの
 - ⑥受信機型サイズが 10 型若しくは 10V 型以下のもの
 - ⑦ワイヤレス方式のもの
 - ⑧電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの
 - ⑨垂直方向の

画素数が 4,320 かつ水平方向の画素数が 7,680 のもの(以下「8K」という。)

8-3 電気便座

電気便座

○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。

省エネ統一ラ ベル

- ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、 再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の 容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	

8-4 電子レンジ

雷子レンジ

- ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。
- ②待機時消費電力が0.05W未満であること。
- ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化 学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。

【配慮事項】

- ①分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のため の設計上の工夫がなされていること。
- ②一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、 再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の 容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

省エネ統一ラ ベル

9-1 エアコンディショナー

エアコンディショナー

- ①家庭用エアコンディショナーにあっては、エネルギー消費効率 が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算 定式を用いて算定した数値を下回らないこと。
- ②業務用エアコンディショナーにあっては、基準値1は、アの要件を、基準値2はイの要件を満たすこと。ただし、ビル用マルチエアコンディショナーについては、アの要件を満たすこと又はイの要件及び③の要件を満たすことで基準値1の要件とする。
 - ア. エネルギー消費効率が表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した以下の数値を下回らないこと。
 - イ. エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値に88/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。
- ③冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること。
- ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化

省エネ統一ラ ベル 学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】

- ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されて いること。
- ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③製品を設計し、製造する場合は、冷媒の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさなどに配慮し、併せてこれらの情報の開示がなされていること。
- ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが 可能な限り使用されていること。
- ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の 容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。
 - ①冷房能力が 28kW (マルチタイプのものは 50.4kW) を超えるもの
 - ②冷房の用にのみに供するもの、窓に設置される構造のもの及び壁を貫通して設置される構造のもの
 - ③水冷式のもの
 - ④圧縮用電動機を有しない構造のもの
 - ⑤電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
 - ⑥機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御 機能又は除じん性能を有する構造のもの
 - ⑦専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
 - ⑧スポットエアコンディショナー
 - ⑨車両その他の輸送機関用に設計されたもの
 - ⑩高気密・高断熱住宅用ダクト空調システム
 - ⑪冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの
 - ②専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を 駆動する構造のもの
 - ③床暖房又は給湯の機能を有するもの
 - (4)熱回収式マルチエアコン

9-2 ガスヒートポンプ式冷暖房機

ガスヒートポンプ式冷暖房機

- ガスレートポー①期間成績係数が1.07以上であること。
 - ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。

- ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。
- ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。
- ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用

されていること。

- ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄 時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、JIS B 8627 に規定されるもので、定格冷房能力が、7.1kW を超え 28kW 未満のものとする。
 - 2 期間成績係数については、JIS B 8627 に規定する方法により算出するものとする。

9-3 ストーブ

ストーブ

- ○次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ①ガスストーブにあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
 - ②石油ストーブにあっては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を下回らないこと。

【配慮事項】

- ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫が なされていること。
- ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の 容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考)
- 1 本項の判断の基準の対象とする「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。
 - ①開放式のもの
 - ②ガス(都市ガスのうち 13A のガスグループ(ガス事業法施行規則(昭和 45 年通商産業省令 第 97 号)第 25 条第 3 項のガスグループをいう。以下同じ。)に属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃料とするもの
 - ③半密閉式ガスストーブ
 - ④最大の燃料消費量が 4.0L/h を超える構造の半密閉式石油ストーブ
 - ⑤最大の燃料消費量が 2.75L/h を超える構造の密閉式石油ストーブ

10. 温水器等

10-1 電気給湯器

ヒートポンプ 式電気給湯器

- ①家庭用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
- ②業務用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、年間加熱効率が3.20以上である
- ③冷媒にフロン類が使用されていないこと。

【配慮事項】

- ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。
- ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされているこ と。
- ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用

省エネ統一ラ ベル されていること。

- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄 時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

10-2 ガス温水機器

ガス温水機器

- ①潜熱回収型ガス温水機器にあっては、エネルギー消費効率が90 以上であること。
- ②潜熱回収型ガス温水機器以外にあっては、エネルギー消費効率 が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回ら ないこと。

【配慮事項】

- ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫が なされていること。
- ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の 容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムが あること。
- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。
 - ①貯蔵式湯沸器
 - ②業務の用に供するために製造されたもの
 - ③ガス(都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃料とするもの
 - ④浴室内に設置する構造のガスふろがまであって、不完全燃焼を防止する機能を有するもの
 - ⑤給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガスふろがま

10-3 石油温水機器

石油温水機器

- ①潜熱回収型石油温水機器にあっては、エネルギー消費効率が90以上であること。
- ②潜熱回収型石油温水機器以外にあっては、エネルギー消費効率が 表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らない こと。

【配慮事項】

- ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。

省エネ統一ラ ベル

省エネ統一 ラベル

- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容 易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがある こと。

- 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「石油温水機器」に含まれな 備考) いものとする。
 - ①ポット式バーナー付きふろがま
 - ②業務の用に供するために製造されたもの
 - ③薪材を燃焼させる構造を有するもの
 - ④ゲージ圧力 0.1MPa を超える温水ボイラー

10-4 ガス調理機器

- ガス調理機器 | ①こんろ部にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分 ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
 - ②グリル部にあっては、エネルギー消費効率が表2に示された区分 ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準 エネルギー消費効率を上回らないこと。
 - ③オーブン部にあっては、エネルギー消費効率が表3に示された区 分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基 準エネルギー消費効率を上回らないこと。

【配慮事項】

- ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなさ れていること。
- ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可 能な限り使用されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容 易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあ ること。
- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれな いものとする。
 - ①業務の用に供するために製造されたもの
 - ②ガス(都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃料 とするもの
 - ③ガスグリル
 - ④ガスクッキングテーブル
 - ⑤ガス炊飯器
 - ⑥カセットこんろ

11. 照明

省エネ統一 ラベル

11-1 照明器具

LED 照明器具

- ①投光器及び防犯灯を除くLED照明器具である場合は、次の要件を満たすこと。
- 省エネ統一 ラベル
- ア. 基準値1は、固有エネルギー消費効率が表1-1に示された基準を満たすこと、又は、固有エネルギー消費効率が表1-2に示された基準を満たし、かつ、初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。
- イ. 基準値2は、固有エネルギー消費効率が表1-2に示された基準を満たすこと。
- ウ. 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。ただし、 ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数Ra が70以上であること。
- ②投光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 固有エネルギー消費効率が表2に示された基準を満たす こと。
 - イ. 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。
- ③LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。
- ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。

【配慮事項】

- ①初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調 光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。
- ②製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ③ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品 であること。
- ④分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がな されていること。
- ⑤使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないもの であること。
- ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の 容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

LEDを光源とした内照式表示 灯

- ①定格寿命は30,000時間以上であること。
- ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化 学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。

【配慮事項】

- ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がな されていること。
- ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが 可能な限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の

容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

表1-1 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値1(投光器及び防犯灯を除く。)

光 源 色	固有エネルギー消費効率
昼 光 色	
昼 白 色	1441m/W以上
白 色	
温 白 色	1021m/W以上
電 球 色	1021Ⅲ/ ₩-以上

- 備考)1 「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光ランプ・LED の光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする(表 1 2 及び表 2 において同じ。)。
 - 2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED 照明器 具」に含まれないものとする。
 - 3 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が 300mm 以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 1141m/W 以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 961m/W 以上とする。
 - 4 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー 消費効率の基準を 1561m/W 以上とする。

表1-2 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値2(投光器及び防犯灯を除く。)

光 源 色	固有エネルギー消費効率
昼 光 色	
昼白色	1201m/W以上
白 色	
温 白 色	851m/W以上
電球色	001Ⅲ/W丛上

- 備考)1 ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を951m/W以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を801m/W以上とする。
 - 2 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー 消費効率の基準を 1301m/W 以上とする。

表2 投光器及び防犯灯に係る固有エネルギー消費効率の基準

小油	固有エネルギー消費効率	
光源色	投光器	防犯灯
昼 光 色		
昼白色	1051m/W以上	801m/W以上
白 色		
温白色	901m/W以上	対象外
電 球 色		刈家クト

11-2 ランプ

電球形 LED のラン プ

- ○次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ①次の要件を満たすこと。
 - ア. 口金の種類が E26、 E17 又は GX53 の場合は、表 1 に示された光 源色の区分ごとの基準を満たすこと。
 - イ. 上記ア以外の場合は、ランプ効率が表2に示された光源色の区分 ごとの基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが 90 度未満の反射 形タイプの場合は、ランプ効率が501m/W 以上であること。
 - ウ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 70 以上であること。
 - エ. 定格寿命は 40,000 時間以上であること。ただし、ビーム開きが 90 度未満の反射形タイプの場合は、30,000 時間以上であること。
 - ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

【配慮事項】

- ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルに おける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当 量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ②ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

12. 自動車等

12-1 自動車

乗 小ス 小物 バ トク トタ用 型 型車 ス ラ等 ラ車 バ 貨 等 ッ ク

- ①乗用車にあっては、電動車等であること。ただし、ハイブリッド自動車の場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準(ガソリン又はLPガスを燃料とする車両に限る。)に適合するとともに表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ、備考12に示された算定式により算定された燃費基準値を下回らないこと。
- ②小型バスにあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。ただし、ガソリンを燃料とする場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準に適合すること。
 - ア. 電動車等であること。
 - イ. 次世代自動車であること又は表3に示された区分の燃費基準値を満たすこと。
- ③小型貨物車にあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。 ただし、ガソリン又はLPガスを燃料とする場合は、これに加えて表1に 示された区分の排出ガス基準に適合すること。
 - ア、電動車等であること。
 - イ. 次世代自動車であること又は利用する燃料に対応した表4-1、表 4-2及び表4-3に示された区分の燃費基準値を満たすこと。
- ④バス等にあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。
 - ア. 電動車等であること。
 - イ.次世代自動車であること又は表5に示された区分の燃費基準値を満たすこと。
- ⑤トラック等にあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。 ア、電動車等であること。
 - イ. 次世代自動車であること又は表6に示された区分の燃費基準値を満たすこと。
- ⑥トラクタにあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。 ア. 電動車等であること。

低排出ガス マーク イ.次世代自動車であること又は表7に示された区分の燃費基準値を満たすこと。

【配慮事項】

- ①エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150 以下であること。
- ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源 化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がな されていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上 の工夫がなされていること。
- ③再生材が可能な限り使用されていること。
- ④バイオマスプラスチック又は植物を原料 とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限 り使用されていること。
- ⑤エコドライブ支援機能を搭載していること。
- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「自動車」は、道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令 第 74 号)第 2 条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)とする。
 - 2 「車両総重量」とは、道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。
 - 3 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号)第 1 条第 6 号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。
 - 4 「電動車等」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。
 - 5 「次世代自動車」とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。
 - 6 「乗用車」とは、乗車定員9人若しくは 10人以下かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。
 - 7 「小型バス」とは、乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用自動車をいう。
 - 8 「小型貨物車」とは、車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車をいう。
 - 9 「バス等」とは、乗車定員 10 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車をいう。
 - 10 「トラック等」とは、車両総重量 3.5t 超の貨物自動車(けん引自動車を除く。)をいう。
 - 11 「トラクタ」とは、車両総重量 3.5t 超の貨物自動車(けん引自動車に限る。)をいう。
 - 12 乗用車に係る燃費基準値(WLTC モード燃費値)の算定方法は、次式による。

 $FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta \quad (M < 2,759 \text{kg})$

 $FE = 9.5 \times \alpha \times \beta$ (M\ge 2, 759kg)

FE:燃費基準値(km/L) (小数点以下第1位未満を四捨五入)

M :車両重量 (kg)

α:燃費基準達成率であって 0.6

β:燃料がガソリンの場合は 1.0、軽油の場合は 1.1、LP ガスの場合は 0.74

- 13 配慮事項①については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第64号)第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。
- 14 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 15 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委

員会において特定された31鉱種(希土類は17元素を1鉱種として考慮)の金属をいう。

- 16 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- 17 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 18 「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。
- 19 ガソリンを燃料とする自動車にあっては、バイオエタノール混合ガソリン(E3、E10及びETBE) の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。
- 20 軽油を燃料とする自動車にあっては、バイオディーゼル燃料混合軽油 (B5) の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。

12-2 タイヤ

乗用車用 タイヤ

①次の要件を満たすこと。

- ア. 基準値1は、転がり抵抗係数が7.7以下であること。
- イ、基準値2は、転がり抵抗係数が9.0以下であること。
- ②スパイクタイヤでないこと。

【配慮事項】

- ①製品の長寿命化に配慮されていること。
- ②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易 さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考)
- 1 本項の判断の基準の対象とする「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ(スタッドレスタイヤ を除く。)であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。
- 2 「転がり抵抗係数」の試験方法は、ISO 28580 による。
- 3 判断の基準①については、ISO 23671 に基づき基準タイヤ対比によるウェットグリップ指数を 算出し、100 倍したウェットグリップ性能が110 以上であるタイヤとする。
- 4 判断の基準②は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するというスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律(平成2年法律第55号)の趣旨を踏まえたものである。

12-3 エンジン油

2 サイクル エンジン油

- 2サイクル | ①生分解度が28日以内で60%以上であること。
 - ②魚類による急性毒性試験の96時間LC50値が100mg/L以上であること。

【配慮事項】

- ①製品の容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ③包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

エコマー

低燃費タイヤ

統一マーク

ク

13. 消火器

消火器

【判断の基準】

- ○次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ①次の要件を満たすこと。
- ア. 消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。 イ. 製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再 使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステム があること。
 - ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

【配慮事項】

- ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な 限り使用されていること。
- ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- ④製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル における温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素 相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ⑤消火器の設置台又は収納箱等にプラスチックが使用される場合には、 再生プラスチックが使用されていること。また、使用後に製品ととも に回収され、再使用、再生利用が行われること。
- ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り単一素材化が図られていること。 また、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷 低減に配慮されていること。
- ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

エコマー ク

14 制服・作業服等

14.制服・作業服等			
Γ	制服	○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステ	エコマーク
		ル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品につい	PET再利
	作業服	ては、次のいずれかの要件を満たすこと。	用品マーク
		①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除	エコ・ユニ
		く繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。た	フォームマ
		だし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステ	ーク
		ル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られる	
		ポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、か	
		つ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用	
		されていること。	
		②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全	
		体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用	
		後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがある	
		こと。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維	
		が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。	
		認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用され	
		ていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%	
		以上であること。	
		⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確	
		認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用され	
		ていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%	
		以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又	
		は再生利用のためのシステムがあること。	
		⑥エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであるこ	
		と。	
		【配慮事項】	
		①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステム	
		があること。	
		②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊	
		維が使用されていること。	
		③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の	
L		容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	
	帽子	○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステ	
		ル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品につい	
		ては、次のいずれかの要件を満たすこと。	
		①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全	
		体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分	
		全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合	
		は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で	
		が主体重重比で10%以上、かり、ホリエステル繊維重重比で 50%以上使用されていること。	
		②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全	
		体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後	
		に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあるこ	

と。

- ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。
- ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。
- ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

【配慮事項】

- ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ②製品又は付属品に使用される繊維には、可能な限り竹繊維、未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
- ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

靴

- ○甲部に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、甲材の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、甲材のポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。
 - ②再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。
 - ③植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、甲材の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。

【配慮事項】

- ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
- ③甲部又は底部にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック、バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成 繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、可能な限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
 - 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属

品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック(使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。)、植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量、故繊維から得られるポリエステル繊維の重量又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

- 3 「故繊維」とは、使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する - 糸くず、裁断くず等をいう。
- 4 「故繊維から得られるポリエステル繊維」とは、故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエステル繊維をいう。
- 5 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リンター等)等を再生した繊維をいう。
- 6 「反毛繊維」とは、故繊維を綿状に分解し再生した繊維をいう。

15. インテリア・寝装寝具

15-1 カーテン等

カーテン

布製ブラ インド

○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。

- ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量 比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に 占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂か ら得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、 かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。
- ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量 比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び 再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。
- ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。
- ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

【配慮事項】

- ①臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。
- ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ③製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が 使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易 さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

金属製ブラインド

○日射反射率が表に示された数値以上であること。

【配慮事項】

○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易 さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

15-2 カーペット

タイルカー ペット

【判断の基準】

- ○基準値1は①及び②の要件を、基準値2は②の要件を満たすこと。
 - ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
 - ②未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及び その他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使 用されていること。

【配慮事項】

- ① ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。
- ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

ニードルパ ンチカーペ ット

タフテッド カーペット

織じゅうた ん 〇ニードルパンチカーペットにあっては、①又は②の要件を、タフテッドカーペット及び織じゅうたんにあっては①の要件を満たすこと。

- ①未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及び その他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使 用されていること。
- ②植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア. 植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。
 - イ. 植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

【配慮事項】

- ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
- ②ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。
- ③製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

15-3 毛布等

毛布	○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。	エコマーク PET再利用 品マーク
	【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	
	②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	
ふとん	⑦次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次とん側地又は詰物に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 50%以上使用されていること。ただし、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。それ、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。 イ. 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ウ. 再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること、かっ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②使用済ふとんの詰物を適正に洗浄、殺菌等の処理を行い、再使用した詰物が詰物の全体重量比で 80%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	エコマーク PET再利用 品マーク

ベッドフ レーム

- ○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、 紙の場合は③の要件を満たすこと、又は④の要件を満たすこと。ま た、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②ア、イ及びウ、 紙が含まれる場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。
 - ①再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。
 - ②次の工の要件を満たすとともに、使用している原料に応じ、ア、 イ及びウの要件を満たすこと。
 - ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。
 - イ. 間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域に おける森林に関する法令に照らして手続が適切になされたも のであること。
 - ウ. 上記ア以外の場合にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に 照らして手続が適切になされたものであること。
 - エ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m² h 以下又はこれと同等のものであること。
 - ③次の要件を満たすこと。
 - ア、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。
 - イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
 - ウ. 上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ 及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の 再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材 工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により 製造されたバージンパルプには適用しない。
 - ④エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

【配慮事項】

- ①修理及び部品交換が容易、耐久性の向上等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
- ②材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木 (間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木 材は除く。) は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出さ れたものであること。
- ③材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易 さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがある こと。

フレームマーク

マットレ ス

- ①詰物に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエス | 衛生マットレ テル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品について は、次のいずれかの要件を満たすこと。
 - スマーク
 - ア. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体 重量比で25%以上使用されていること。
 - イ. 再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、 繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。
 - ウ. 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認さ れたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されているこ と、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であるこ
- ②フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維である
- ③材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であるこ
- ④ウレタンフォームの発泡剤にフロン類が使用されていないこと。

【配慮事項】

- ①修理が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又 は、分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計が なされていること。
- ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易 さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

16. 作業手袋

作業手袋

○主要材料が繊維(天然繊維及び化学繊維)の場合は、次のいずれか の要件を満たすこと。

エコマーク

- ①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル 繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリ エステル繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除 く。)で50%以上使用されていること。
- ②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比(すべ り止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。
- ③未利用繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除 く。)で50%以上使用されていること。
- ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認さ れたものが、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。) で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマ ー含有率が10%以上であること。

【配慮事項】

- ①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること(すべり 止め塗布加工部分を除く。)。
- ②漂白剤を使用していないこと。

17. その他繊維製品

17-1 テント・シート類

ント

- 集会用テ | ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊 | 維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次の いずれかの要件を満たすこと。
 - ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重

量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。

- ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、 繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。
- ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。
- ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

【配慮事項】

- ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

ブルーシ ート ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエチレン 繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部 分全体重量比で50%以上使用されていること。

エコマーク PET再利用 品マーク

【配盧事項】

○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

17-2 防球ネット

防球ネット

○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。

- ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。
- ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、 繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。
- ④再生ポリエチレン繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。
- ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認さ

れたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。

【配慮事項】

- ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易 さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

17-3 旗・のぼり・幕類

旗

のぼり

幕

○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。

- ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。
- ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、 繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。
- ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること
- ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

【配慮事項】

- ①臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。
- ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

17-4 モップ

モップ	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が 繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用のためのシステムがあること。	エコマーク PET再利用 品マーク
	【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	
	②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易 さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	

18. 災害備蓄用品

18-1 災害備蓄用品(飲料水)

災害備蓄 用飲料水	①賞味期限が5年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 ①回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 ②容器については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。 ③使用する容器、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。	PET再利用 品マーク
-----------	--	----------------

備考)

1 本項の判断の基準の対象とする「災害備蓄用飲料水」は、災害用に長期保管する目的で調達するものとする。

18-2 災害備蓄用品(食料)

- 27 88 87 78 88 78 88 88 88 88 88 88 88 88		
アルファ化米	①賞味期限が5年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法	
 保存パン	及び製造者名が記載されていること。	
NV 11 x x 2	【配慮事項】	
乾パン	○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 	
レトルト食品等	①次のいずれかの要件を満たすこと。	
	ア.賞味期限が5年以上であること。	
	イ. 賞味期限が3年以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等につ	
	いて回収し再利用される仕組みがあること。	
	②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法 及び製造者名が記載されていること。	
	【配慮事項】	
	○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。	
栄養調整食品	①賞味期限が3年以上であること。	
	②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法	
 フリーズドライ食	及び製造者名が記載されていること。	
	【配慮事項】	
ПП	○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。	

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「アルファ化米」「保存パン」「乾パン」「レトルト食品等」 「栄養調整食品」及び「フリーズドライ食品」は、災害備蓄用品として調達するものに限 る。

- 2 「レトルト食品等」とは、気密性を有する容器に調製した食品を充填し、熱溶融により 密封され、常温で長期保存が可能となる処理を行った製品をいう。
- 3 「栄養調整食品」とは、通常の食品形態であって、ビタミン、ミネラル等の栄養成分を 強化した食品をいう。
- 4 「アルファ化米」及び「乾パン」の賞味期限に係る判断の基準①については、市場動向 を勘案しつつ今後見直しを実施することとする。

18-3 災害備蓄用品(生活用品・資材等)

○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル 毛布 エコマーク 繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこ PET再利用 と。 品マーク ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体 重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体 重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生 PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量 比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用 されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体 重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回 収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、 繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムが あること。 ②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維 が使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容 易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 作業手袋 エコマーク ①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステ ル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られる ポリエステル繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部 分を除く。)で50%以上使用されていること。 ②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比(す べり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されているこ と。 ③未利用繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除 く。) で50%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認 されたものが、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除 く。)で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合 成ポリマー含有率が10%以上であること。 【配慮事項】 ①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること(すべ り止め塗布加工部分を除く。)。 ②漂白剤を使用していないこと。

○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル テント PET再利用 繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、 品マーク 次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体 重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体 重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生 PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量 比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用 されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体 重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回 収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、 繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認 されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されている こと、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であ ること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認 されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されている こと、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であ ること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用の ためのシステムがあること。 【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムが あること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容 易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエチレン エコマーク ブルーシー 繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部 PET再利用 \vdash 分全体重量比で50%以上使用されていること。 品マーク 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容 易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

一次電池

- ①一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。
- ②使用推奨期限が5年以上の製品仕様であること。

【配慮事項】

○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時 の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一次電池」は、形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は 「単4形」とする。

①品質保証期限が5年以上であること。 非常用携带 ②名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造者名が記載さ 燃料 れていること。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容 易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ①次のいずれかの要件を満たすこと。 携帯発電機 ア. ガソリンエンジンを搭載する発電機 (天然ガス又はLPガスを燃料とし て使用するものを含む。) にあっては、排出ガスが表1に示された排気 量の区分ごとの基準値以下であること。 イ. ディーゼルエンジンを搭載する発電機にあっては、排出ガスが表2に 示された基準値以下であること。 ②騒音レベルが98デシベル以下であること。 ③連続運転可能時間が3時間以上であること。 ただし、カセットボンベ型の ものにあっては1時間以上であること。 【配慮事項】 ①燃料消費効率が可能な限り高いものであること。 ②使用時の負荷に応じてエンジン回転数を自動的に制御する機能を有して いること。 ③製品の小型化及び軽量化が図られていること。 ④製品の長寿命化、部品の再使用又は原材料の再生利用のための設計上のエ 夫がなされていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び 廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「携帯発電機」は、発電機の定格出力が 3kVA 以下の発動 発電機とする。

非常用携帯電源 ①電気容量が 100Wh 以上であること。 ②保証期間又は使用推奨期限が5年以上であること。 【配慮事項】 ○分別が容易であって、再生利用及び廃棄時の負荷軽減に配慮されてい

ること。

備考)本項の判断の基準の対象とする「非常用携帯電源」は、空気電池により発電し、携帯電話等の機器への充電・給電を目的とした非常用の電源をいう。